

道北ドクターヘリ広告掲載取扱基準

この基準は、道北ドクターヘリ広告掲載取扱要綱第2条、第4条第1項および第7条の規定に基づき、道北ドクターヘリに掲載する広告に関し必要な事項を定める。

1 広告の位置および数

位置：道北ドクターヘリの機体

※機体への広告位置は院長が決定する

数：10枠程度（1枠：機体両サイド各1枚で計2箇所）

2 広告の価格

価格：1枠当たり960,000円（80,000円／12ヶ月）

（うち消費税および地方消費税の額を含む）

3 広告の規格

（1）サイズ

1枠あたり横410mm×縦140mmまたは横268mm×縦330mm

（2）禁止する表現

道北ドクターヘリの広告として適当でないと院長が認める表現

4 広告の掲載期間

（1）広告の掲載期間は、原則12ヶ月を単位とする。

しかし、月単位での掲載を希望する場合は別途協議によるものとする。

（2）前号の掲載期間の始期および終期は、別に定める。

（3）院長が指定する期間後に申込みのあった広告の掲載期間は、原則として申込みの翌月から前号で定める終期までとする。